

消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領

制 定：平成17年 7月15日付け支援第431号農政部長通知

最終改正：令和 6年 4月 3日付け経営第20号農政部長通知

第1 趣旨

消費・安全対策交付金交付等要綱（令和 4年 3月31日付け 3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第1の趣旨に基づき実施する別表1に掲げる事業（以下「事業」という。）に関する事業実施計画の提出及び変更手続並びに補助金の交付については、要綱、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知。以下「実施要領」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年 4月 1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画の提出

- 1 事業に関する補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別表1の各事業ごとに定める事業実施計画書（要綱第6に定める別記様式第1号に準じた書類。以下同じ。）を作成しなければならない。
- 2 事業実施計画書は、第4に規定する補助金等交付申請書に添付するものとするが、事業実施主体は、あらかじめ交付申請前において、事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）の求めがあったときは、事業実施計画書を提出するものとする。
なお、全道、総合振興局若しくは振興局（以下「総合振興局等」という。）又は複数の総合振興局等の区域を対象とする広域的な事業（以下「広域的事業」という。）を行う事業実施主体（以下「広域的事業者」という。）にあっては、あらかじめ交付申請前において、知事（全道にわたり事業を行う場合に限る。）又は主たる総合振興局長若しくは振興局長（広域的事業において主に事業を行う区域を所管する総合振興局長等をいう。以下「主たる総合振興局長等」という。）の求めがあったときは、事業実施計画書を提出するものとする。
- 3 総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）は、2で提出のあった事業実施計画を農政部長又は食の安全・みどりの農業推進監（地域での食育の推進事業に限る。）（以下「農政部長等」という。）に提出するものとする。

第3 助成措置等

- 1 知事又は総合振興局長等は、別表1の「事業実施主体」欄に掲げる事業実施主体（以下「補助事業者」という。）に対し、毎年度、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ別表2の「経費」の欄に掲げるとおりとする。
- 3 補助事業者は、地域での食育の推進事業を除き、費目相互間の経費の流用をしてはならない。

第4 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年 4月 1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、補助事業者が第2に準じ総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道

にわたり事業を行う補助事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。

- (1) 事業計画書（農政第2号様式。ただし、畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあつては農政第178号様式、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業にあつては農政第192号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
 - (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - (4) 事業予算書（農政第20号様式）
 - (5) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
 - (6) 事業実施計画書（第2の2で事業実施計画書を提出した場合は、当該事業実施計画書に限る。）
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たり、納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、補助事業者が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、補助対象経費に別表1に定める補助率等に乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

ただし、補助事業者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等に乗じた額から、消費税等仕入控除税額を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

$$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{消費税等仕入控除税額}$$

第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2-1号様式（地域での食育の推進事業にあつては別記第2-2号様式に掲げる指令書により行うものとする）
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第2-3号様式により、当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、第5の2の規定により、納税対応状況申出書を提出した補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式により、その金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事（総合振興局長等）に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長等）に報告しなければなりません。

- 4 前項の(2)また書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部長等に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助対象事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助対象事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第4号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長等に報告するものとする。

第8 事業実施計画の変更

- 1 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施計画の変更の手続を行うものとし、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。
 - (1) 目標を追加又は削除しようとする場合
 - (2) 目標値を変更しようとする場合
 - (3) 事業実施主体を変更しようとする場合
 - (4) 補助金の増額を伴う変更をしようとする場合
 - (5) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (6) 費目を新設し、又は廃止しようとする場合
 - (7) 費目ごとの補助対象経費（地域での食育の推進事業にあっては事業の補助対象経費）の30パーセントを超える増減（事業内容の変更を伴わない場合を除く。）をしようとする場合
 - (8) 地域での食育の推進事業において、補助金の30パーセント以上の減額を伴う変更をしようとする場合
 - (9) 畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあっては、整備対象農場を変更しようとする場合
- 2 総合振興局長等は、1で提出のあった事業実施計画の変更の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長等と協議するものとする。

第9 契約等

- 1 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、工事契約、物品調達契約、委託契約等の契約を締結する場合には、原則として一般競争入札等競争性のある方式により契約相手方を選定するものとし、経費の節減に努めるものとする。
- 2 市町村を除く補助事業者は、1により契約相手方を選定するに当たっては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
 - (2) 前号により契約しようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者に対し、要綱別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはなら

ないこと。

第10 事業の変更

- 1 補助事業者は、変更しようとする内容等が別表2の「重要な変更」に該当するときには、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。この場合において、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第4の1で掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第5-1号様式又は別記第5-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。

第11 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第6号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長等と協議するものとする。

第12 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第7号様式の事業遂行状況報告書を添えて、知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
また、遅延の場合で年度内に完了する見込みがないときには、併せて別記第8号様式の繰越等実施計画書を添付するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助事業者へ事業遂行を指示するときには、別記第9号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長等と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

第13 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置を採るものとする。
 - (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件の変更
別記第10-5号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとす

るときには、あらかじめ農政部長等と協議するものとする。

第14 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第5のただし書により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った補助事業者の概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第11-1号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第11-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第15 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助対象事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第7号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第16 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助対象事業を遂行していないと認めるときには、別記第12-1号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第12-2号様式で補助事業者に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第12-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長等と協議するものとする。

第17 工事の完成等

- 1 補助事業者は、建設工事の完成又は機械器具の導入が完了したときには、農政第150号様式のしゅん功届又は別記第13-1号様式の機械導入完了報告書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領の制定について（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年9月14日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領の制定について（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）、工事施行成績評定基準の設定について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工

事施行成績評定要領の運用について（平成22年3月26日付け技管第1317号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第13-2号様式の補助事業等に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

第18 実績の報告等

1 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

(1) 事業実績書（農政第2号様式。ただし、畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあつては農政第178号様式、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除対策事業にあつては農政第192号様式）

(2) 補助金等精算書（農政第29号様式）

(3) 事業精算書（農政第31号様式）

(4) 事業実施実績書（要綱別記様式第1号に準じた書類）

2 第12の1により補助事業等執行遅延（不能）報告書の提出があり、年度内に補助対象事業が完了しないときにあつては、道の会計年度が終了した場合における実績報告書に別記第14号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

第19 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助対象事業に要した経費のうち、別表2に掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額（以下「補助基本額」という。）に補助率等を乗じて得た額の合計額とする。

第20 額の確定

1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第15-1号様式で行うものとする。

2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第15-2号様式で補助事業者にその超過額の返還を命ずるものとする。

3 総合振興局長等は、規則第15条に定める補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記15-3号様式の補助金交付状況報告書に第18により提出を受けた補助事業等実績報告書等の写しを添えて、速やかに（道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては当該事業の完了した日の翌年度の4月10日までに）、知事に報告するものとする。

第21 額の再確定

1 補助事業者は、額の確定後にあつて、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があつたこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事又は総合振興局長等に対し、当該経費を減額して作成した実績報告書を第18の1に準じて提出するものとする。

2 総合振興局長等は、1に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20の1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第22 帳簿及び書類の備付け

1 補助事業者は、要綱第24及び規則第22条の規定により、次の帳簿及び書類を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事

業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないものとする。ただし、取得財産がある場合は、処分制限期間中、保管するものとする。

- (1) 法令等の許認可に関する書類
 - (2) 補助申請及び補助金交付に関する書類
 - (3) 契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類、入札関係書類、請負契約書、実施設計書、出来高設計書及び履行証明書等の工事施工関係書類
 - (4) 受益者の負担に関する書類
 - (5) 会計に関する書類
 - (6) 財産管理台帳（要綱別記様式第10号）その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第23 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

- (1) 不動産
 - (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) 1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具
- 2 1の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に具体的に記載してある場合は、次の条件により第6の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があったものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 3 知事又は総合振興局長等は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第16号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 4 総合振興局長等は、3の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長等と協議するものとする。

第24 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第13及び第16の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。

- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	額の確定前 別記第10-4号様式 額の確定後 別記第17号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長等と協議するものとする。

第25 特例措置

補助対象事業の交付決定前着手（着工）については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 補助対象事業の着手及び着工（機械の発注を含む。以下「着手という。」）は、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、補助事業者は、交付決定前着手（着工）届（実施要領別記様式第1号）をあらかじめ知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)により、補助事業者から交付決定前着手（着工）届の提出を受けた場合は、その必要性を十分検討の上、速やかに農政部長等に報告するものとする。

第26 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第27 成果報告

- 1 補助事業者は、事業を実施した翌年度（畜産振興総合対策事業（地域衛生管理体制整備事業）のうち整備事業にあつては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。2において同じ。）の6月末までに、要綱第27の1に定める成果報告書（要綱別記様式第13号）を知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出のあった成果報告書を7月15日までに農政部長等に提出するものとする。

附則 （平成17年7月15日付け支援第431号）

- 1 この要領は、平成17年7月15日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、病虫害防除対策事業実施要領（平成12年3月30日付け農改第2515号農政部長通知）は廃止する。

- 3 この要領の施行前に、実施要綱又は次に掲げる要綱等の規定により提出された事業実施計画書は、この要領第2の規定により提出された事業実施計画書とみなす。
- (1) 北海道生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け農産第2号農政部長通知）
 - (2) 病虫害防除対策事業実施要領（平成12年3月30日付け農改第2515号農政部長通知）
 - (3) 北海道トレーサビリティシステム導入促進事業実施要領（平成15年4月1日付け食安第31号農政部長通知）
 - (4) 北の大地のめぐみ愛食総合推進事業実施要領（平成16年4月1日付け食安第10552号農政部長通知）
- 4 この要領の施行前に3に掲げられた要綱等の規定により提出された補助金等交付申請書は、この要領第4の規定により提出された補助金等交付申請書とみなす。
- 5 この要領に定めるもののほか、食の安全・安心確保事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成19年7月9日付け支援第570号）

- 1 この要領は、平成19年7月9日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、実施要綱の規定により提出された事業実施計画書は、この要領第2の規定により提出された事業実施計画書とみなす。

附則（平成25年5月31日付け経営第441号）

- 1 この要領は、平成25年5月31日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、別表1及び別表2を改正する改正規定は、平成25年5月16日から適用する。

附則（平成26年4月1日付け経営第4号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成26年11月27日付け経営第1315号）

- 1 この要領は、平成26年11月27日から施行する。

附則（平成27年4月9日付け経営第64号）

- 1 この要領は、平成27年4月9日から施行する。

附則（平成27年11月11日付け経営第1281号）

- 1 この要領は、平成27年11月11日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領第9の2及び別記様式を改正する改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附則（平成28年4月1日付け経営第3号）

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月30日付け経営第1883号）

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和元年（2019年）9月26日付け経営第823号）

- 1 この要領は、令和元年（2019年）9月26日から施行する。

附則（令和2年（2020年）5月8日付け経営第267号）

- 1 この要領は、令和2年（2020年）5月8日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、別表1、別表2及び別記様式を改正する改正規定は、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年5月13日付け経営第214号）

- 1 この要領は、令和3年5月13日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別表1、別表2及び別記様式を改正する改正規定は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和4年5月23日付け経営第191号）

- 1 この要領は、令和4年5月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。ただし、この改正通知の施行前に改正前の第2に定めるところにより事業実施計画承認申請があった場合は、なお従前の例によることができる。

附則（令和5年4月24日付け経営第1297号）

- 1 この要領は、令和5年4月24日から施行する。

附則（令和6年4月3日付け経営第20号）

- 1 この要領は、令和6年4月3日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別表1、別表2及び別記様式を改正する改正規定は、令和6年4月1日から適用する。